

町田市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 1 2 月 2 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

町田市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成２０年１０月町田市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「退職、失職又は死亡（以下「退職」という。）した」を「退職し、失職し、又は死亡した」に改め、同条第２項中「退職の日」を「退職し、失職し、又は死亡した日（次項において「退職の日」という。）」に、「１００分の３００」を「１００分の２８７」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成３０年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の第５条の規定は、平成３０年１月１日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

町田市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(退職手当) 第5条 管理者が<u>退職し、失職し、又は死亡したときは</u>、退職手当を支給する。 2 前項の退職手当の額は、在職1年につき、<u>退職し、失職し、又は死亡した日（次項において「退職の日」という。）</u>における給料月額に<u>100分の287</u>を乗じて得た額とする。 3 略	(退職手当) 第5条 管理者が<u>退職、失職又は死亡（以下「退職」という。）したときは</u>、退職手当を支給する。 2 前項の退職手当の額は、在職1年につき、<u>退職の日における給料月額に100分の300</u>を乗じて得た額とする。 3 略